小山市立小山第二中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校には「学校管理下において児童生徒の心身の安全を守る責務がある」ことを全教職員が認識する。いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、生徒及び保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、いじめられている生徒の立場に立って、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「誠心」を掲げ、心豊かで思いやりの ある生徒の育成を全校体制で取り組む。
- (イ) 学校は年度当初にいじめの防止に関する考え方や方針、いじめ対策アクションプランを生徒、保護者及び地域に提示し、いじめ防止のための強い姿勢を示す。
- (ウ) いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうることという考えを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に向け

た取組を実践する。

- (エ) 「いじめのない学校づくりに向けた提言」や「いじめ対策アクションプラン」に沿った取組を実践する。
- (オ) 「いじめゼロ子どもサミット」の趣旨を踏まえ、年間を通じて生徒会役員等リーダーを中心としたいじめ防止に向けた主体的な取組を計画し、全ての生徒が「自らの力でよりよい学校を作る」という意識を高揚させる。
- (カ) 「第1回いじめゼロ子どもサミット」開催日を含む週を、「いじめ防止強調週間」として毎年位置付け、生徒主体の行事を行う。
- (キ) 生徒一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような 「授業づくり」や「集団づくり」を行う。
- (ク) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスなく、 互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (ケ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助 長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (コ) いじめ防止基本方針が適切に機能しているか、点検・見直しを行う。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査 を次のとおり実施し、知り得た情報は速やかに「学校いじめ防止等対 策委員会」で共有し、早期対応につなげる。

- ・生活実態調査(いじめアンケート調査)
- 教育相談
- ・Q-Uテスト

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、既設のホットルームを活用し、次のとおり相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用
- ・心の教室相談員の活用
- ・生活ノートの活用

- (ウ) いじめの防止対策等のための人材の確保及び教職員の資質の向上 いじめの認知に対する教職員の感性を高め、ささいな兆候であって もいじめの疑いをもち、早い段階から適切に関わる。また、多くのい じめが休み時間、昼休みや放課後等、教職員の目につきにくい時間や 場所で行われていることが多いことに留意する。生徒は小山市いじめ ゼロサミットに参加し、リーダーとしての資質の向上を図る。
- (エ)「いじめ早期発見のチェックリスト」の活用

教職員においても、教育委員会作成の「いじめ早期発見のチェック リスト」を用いたチェックを定期的に実施し、早期発見・早期対応に 役立てる。

ウ SNS等を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、既存の生徒指導委員会を基盤として、次の機能を担う「学校いじめ防止等対策委員会」を設置し、早期発見・早期対応のため、報告・連絡・相談・確認を徹底する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、 特別支援教育コーディネーター、養護教諭、心の教室相談員、スクール カウンセラー

<役割>

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実 行・計画に基づく校内研修の実施・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集 と記録、共有を行う役割

・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いていじめ の情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支 援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に実 施するための中核としての役割

<開 催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめの発見・通報・相談を受けた場合には、「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に迅速かつ組織的に対応し、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめられた生徒を守り通すとともに、生徒・保護者に対する支援を行う。関係した生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、その保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための措置が必要 であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、安心して学習 を行える措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に 係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び 所轄警察署等と連携して対処する。
- (カ)教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携 の下に取り組む。
- (キ)「いじめ」の行為の内容を分析し、下記を参考に「誰が何をするか、関係 機関とどう連携するか」等の役割分担をして対応する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、小山市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- ウ 学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを 受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供 する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の次の項目により、適正に取組を評価する。

- ア 先生は悩んでいるときに相談にのってくれる。(早期発見)
- イ 先生は問題が起きたときにすぐに対応してくれる。(早期対応)